

序章

環境影響評価準備書の目的と経緯

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯

序-1 環境影響評価準備書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）に基づき、令和元年10月21日付で知事に提出された「蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」（以下「調査計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）として取りまとめたものである。

序-2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。

表-1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和元年10月21日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和元年10月24日	知事→都市計画決定権者 関係地域：蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市、伊奈町（8市町）
調査計画書の公告・縦覧	令和元年11月5日 ～12月5日	公告：令和元年11月5日 縦覧期間：令和元年11月5日～12月5日 縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課、 埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、 埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、 蓮田市都市整備部産業団地整備課、 鴻巣市環境経済部環境課、上尾市環境経済部環境政策課、 桶川市市民生活部環境課、久喜市環境経済部環境課、 北本市市民経済部環境課、白岡市市民生活部環境課、 伊奈町環境対策課
説明会の開催	令和元年11月9日 ～11月22日	蓮田市、桶川市：令和元年11月9日 久喜市、白岡市：令和元年11月13日 北本市、鴻巣市：令和元年11月20日 上尾市、伊奈町：令和元年11月22日
住民等の意見の提出	令和元年11月5日 ～12月19日	意見書0件
技術審議会	令和2年1月20日	現地視察、第1回小委員会
技術審議会	令和2年2月13日	第2回小委員会
知事意見受領	令和2年3月3日	知事→都市計画決定権者
氏名等変更届出	令和5年7月5日	都市計画決定権者→知事
同届出受理	令和5年7月5日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和5年8月29日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和5年9月8日	知事→都市計画決定権者

序-3 準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見、知事意見を十分に反映させるため、記載内容を再検討し、事業計画・工事計画の具体化に伴う内容の充実及び記載の修正を踏まえた上で環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するとともに事後調査計画を策定した。

序-4 調査計画書の変更

調査計画書の記載内容の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）第21条第1項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」は以下に示すとおりである。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和5年8月29日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 蓮田市

代表者 蓮田市長 山口 京子

担当課所名 都市整備部 産業団地整備課

所在地 蓮田市大字黒浜2799番地1

担当者職・氏名 産業団地整備担当主任 上田 恭彬

電話番号 048-768-3111 内線243

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	蓮田都市計画事業(仮称)高虫西部地区土地区画整理事業
行わない手続等	全部・一部()
申請理由	調査計画書に対する知事意見等、現地状況、並びに事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し、変更したため。

変更内容検討書

令和 5 年 8 月 29 日作成

1. 都市計画対象事業の名称

蓮田都市計画事業(仮称)高虫西部地区土地区画整理事業

2. 変更の内容

変更項目	変更内容		備考 (変更前の記載箇所)
	調査計画書 の内容	変更後 の内容	
第1章 都市計画決定権者の名称及び所在地			
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書p. 1
1.2 事業者の名称及び所在地	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書p. 1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容			
2.1 都市計画対象事業の名称	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書p. 1
2.4 都市計画対象事業の規模	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書p. 4
2.5 都市計画対象事業の実施期間	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書p. 4、表2.5-1
2.6.1 土地利用計画	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書p. 5、表2.6-1、 調査計画書p. 6、図2.6-1
2.6.3 道路計画	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書p. 5、表2.6-1
2.6.4 公園・緑地計画 (1) 公園計画	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書p. 5
2.6.5 雨水排水及び調整池計画	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書p. 7
2.6.6 汚水計画	別紙 8 参照	別紙 8 参照	
2.6.7 建築計画	別紙 8 参照	別紙 8 参照	
2.6.10 交通計画	別紙 9 参照	別紙 9 参照	調査計画書p. 7
2.7.1 工事工程	別紙 10 参照	別紙 10 参照	調査計画書p. 9、表2.7-1
2.7.2 建設機械の稼働計画	別紙 11 参照	別紙 11 参照	
2.7.3 造成計画	別紙 12 参照	別紙 12 参照	調査計画書p. 9
2.7.5 資材運搬等の走行経路	別紙 13 参照	別紙 13 参照	調査計画書p. 9、表2.6-1
2.7.6 工事中における環境保全対策	別紙 14 参照	別紙 14 参照	調査計画書p. 12
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.11 景観 10.11.1 調査	別紙 15 参照	別紙 15 参照	調査計画書p. 76、表4.11-2、 調査計画書p. 76、図4.11-1
10.12 自然とのふれあいの場 10.12.1 調査	別紙 16 参照	別紙 16 参照	調査計画書p. 80、表4.12-2、 調査計画書p. 81、図4.12-1

3. 変更の理由

調査計画書に対する知事意見等、現地状況、並びに事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容の変更を行った。

4. 変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定しており、関係地域に変更はない。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

調査計画書に対する知事意見及び環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえ、景観及び自然とのふれあいの場の調査地点を追加した。その詳細については、別紙に示すとおりである。

また、事業計画の変更は、事業の進捗に伴う検討結果によるものであり、事業特性に変更はない。

第1章 都市計画決定権者の名称及び所在地

【調査計画書の内容】

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称：蓮田市
代表者の氏名：蓮田市長 中野和信
所 在 地：埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

【準備書の内容】

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称：蓮田市
代表者の氏名：蓮田市長 山口京子
所 在 地：埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称：高虫西部地区土地区画整理組合設立準備会
代表者の氏名：設立認可申請人 石井憲司
所 在 地：埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

【変更箇所】

都市計画決定権者の氏名及び事業者を変更した。

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

【調査計画書の内容】

2.1 都市計画対象事業の名称

2.1.1 名称

蓮田都市計画事業(仮称)高虫西部地区土地区画整理事業

2.4 都市計画対象事業の規模

本事業の規模は約265,100m² (26.5ha) である。

【準備書の内容】

2.1 都市計画対象事業の名称

2.1.1 名称

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業

2.4 都市計画対象事業の規模

本事業の規模は 263,351.35m² (約 26.3ha) である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、事業の名称、規模を変更した。

また、計画区域の面積は、基本設計の実施にあたり測量を行ったため、面積に変更が生じた。

【調査計画書の内容】

2.6 都市計画対象事業の実施方法

2.6.1 土地利用計画

表2.6-1 土地利用計画

名称		面積 (m ²)	割合 (%)
公共施設	道路	30,700	11.6
	公園	9,100	3.4
	調整池	23,100	8.7
	公共施設 計	62,900	23.7
宅地		202,200	76.3
合 計		265,100	100.0

【準備書の内容】

2.6 都市計画対象事業の実施方法

2.6.1 土地利用計画

表 2.6-1 土地利用計画

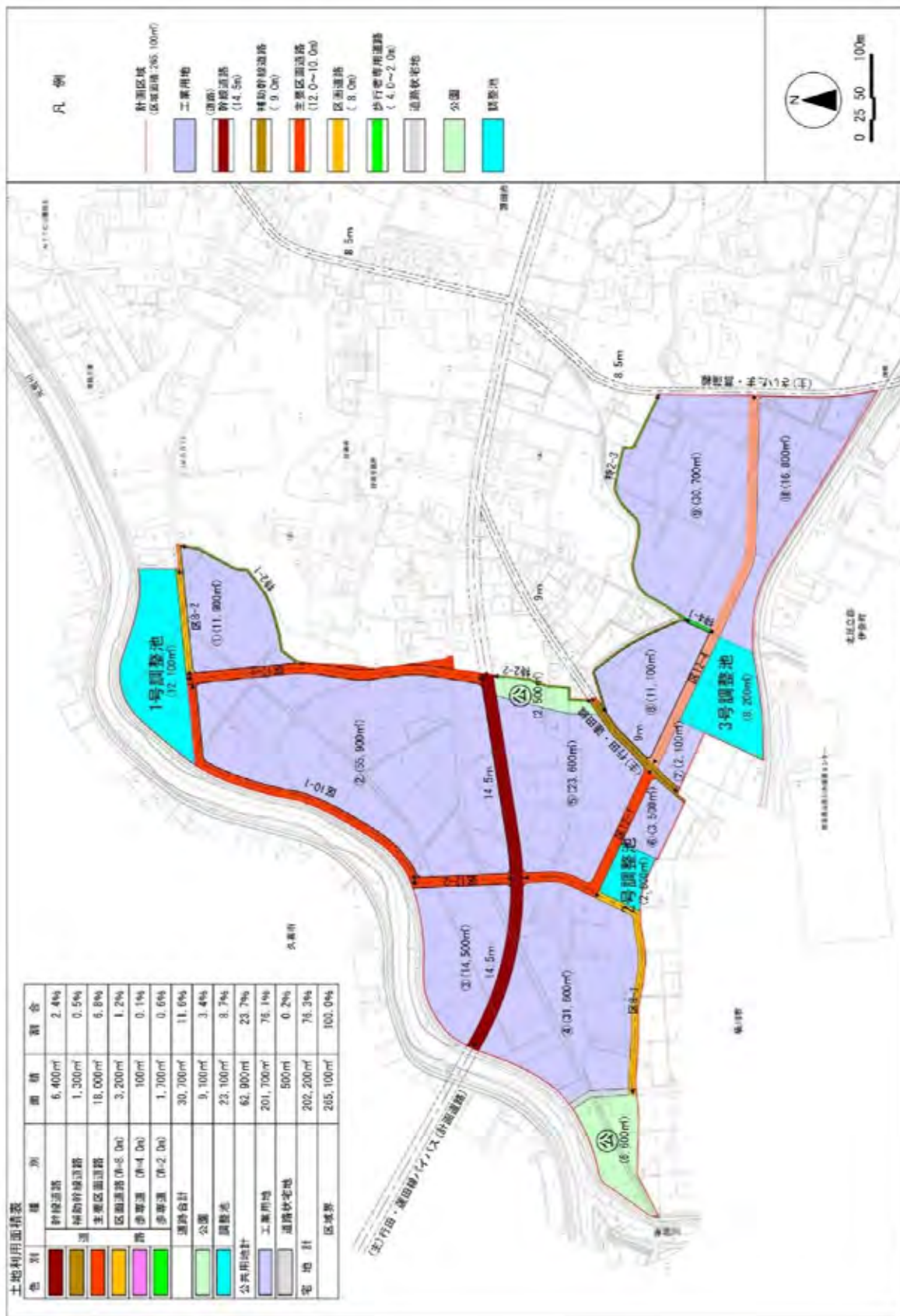
種別		面積 (m ²)	割合 (%)
公共用地	道路	39,466.63	15.0
	公園	8,451.52	3.2
	河川	4,801.20	1.8
	水路	206.78	0.1
	調整池	20,153.91	7.7
	公共施設 計	73,080.04	27.8
民有地	宅地 (緩衝緑地を含む)	190,271.31	72.2
	民有地 計	190,271.31	72.2
合 計		263,351.35	100.0

注1:種別の面積は基本設計から本事業における関係機関協議を経た面積であり、今後、面積の微増減の可能性がある。

注2:四捨五入の関係で割合の合計は100.0%ではない。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、土地利用計画の区分を細分化した。



【調査計画書の内容】



図 2.6-1 土地利用計画図

【準備書の内容】

【調査計画書の内容】

2.6.3 道路計画

計画区域内に、幅員9.0m～15.0mの幹線・補助幹線道路や、2.0m～12.0mの区画道路及び歩行者専用道路等を配置する計画である。

【準備書の内容】

2.6.3 道路計画

計画区域内には、主要道路として幅員 18m の主要地方道行田・蓮田線バイパス、幅員 5.5m～12.5m の区画道路を配置し、明らかに支障がない場合は現道を活かす計画とする。また、幅員 2.0m～10.5m の特殊道路、管理用道路を適宜配置する計画としている。

表 2.6-2 道路の配置計画

道路分類	道路幅員等	道路機能
主要道路	道路幅員：12.0m 以上 原則 2m 以上の歩道を設置	開発区域内外の交通需要を円滑に通行させる道路であり、開発区域の骨格となる主要道路である。
区画道路	道路幅員：5.5m 以上 原則 2m 以上の歩道を設置	主要道路及び周辺道路から、区域内へアクセスする道路であり、開発区域の基本となる区画道路である。
特殊道路 管理用道路	道路幅員：2.0m 以上 歩道設置なし	地区外周と街区公園をネットワークで結ぶ緑の軸として、また、開発区域内に設置する防火水槽（消防水利施設）の進入路となる管理用道路である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、道路の配置計画を変更し、標準断面図を追加した。

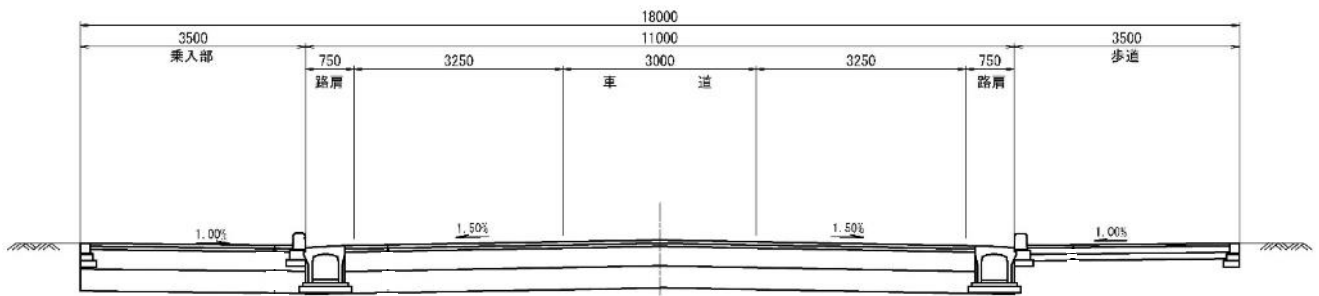


図 2.6-2(1) 標準断面図 (主要地方道行田・蓮田線バイパス 幅員 18m)

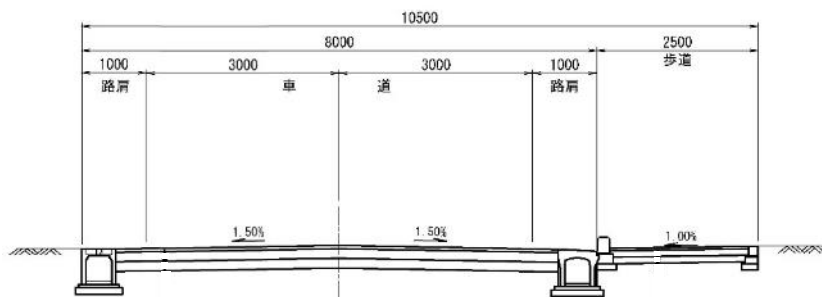


図 2.6-2(2) 標準断面図 (区画道路 幅員 10.5m)

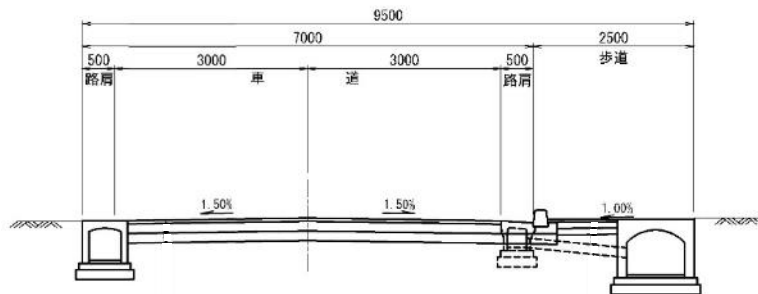


図 2.6-2(3) 標準断面図 (区画道路 幅員 9.5m)

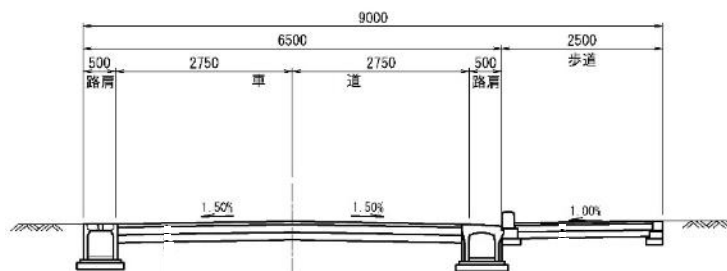


図 2.6-2(4) 標準断面図 (区画道路 幅員 9.0m)

【準備書の内容】

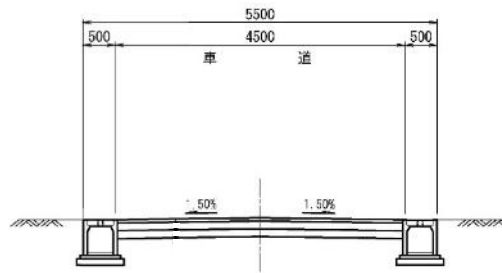


図 2.6-2(5) 標準断面図 (区画道路 幅員 5.5m)

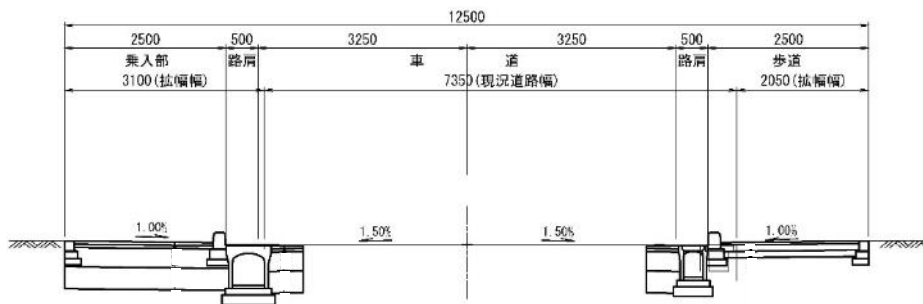


図 2.6-2(6) 標準断面図 (主要地方道行田・蓮田線 (拡幅部) 幅員 12.5m)

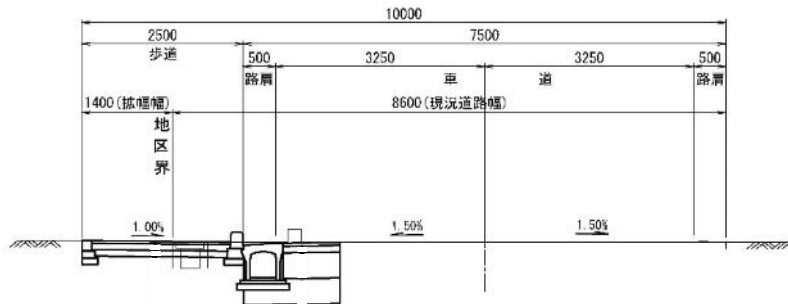


図 2.6-2(7) 標準断面図 (主要地方道さいたま・菖蒲線 (現道拡幅部) 幅員 10.0m)

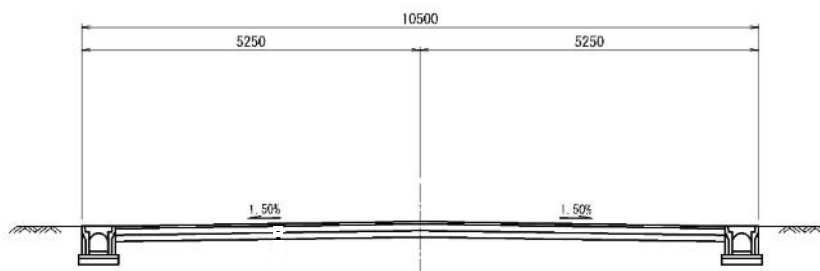


図 2.6-2(8) 標準断面図 (特殊道路 幅員 10.5m)

【準備書の内容】

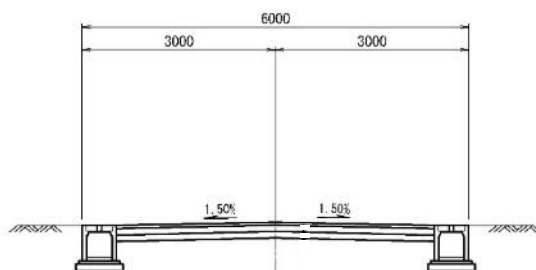


図 2.6-2(9) 標準断面図 (特殊道路 幅員 6.0m)

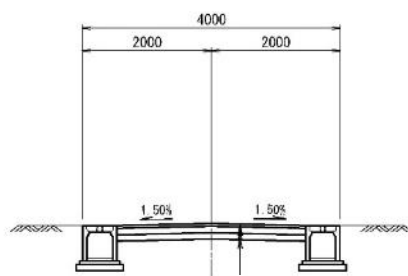


図 2.6-2(10) 標準断面図 (特殊道路 幅員 4.0m)

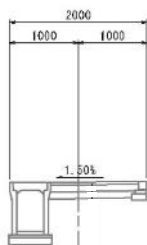


図 2.6-2(11) 標準断面図 (特殊道路 幅員 2.0m)

【準備書の内容】

【調査計画書の内容】

2.6.4 公園・緑地計画

(1) 公園計画

公園の規模については、土地区画整理法施行令により施行地区面積の3%を超える面積を確保し、街区公園の標準規模の2,500m²/箇所以上を2箇所以上配置する。

【準備書の内容】

2.6.4 公園・緑地計画

(1) 公園計画

公園の規模については、土地区画整理法施行令により施行地区面積の3%を超える面積を確保する必要があり、1,000m²以上を2箇所以上配置する。

本事業では、所要面積、誘致距離との関係から街区公園として、1号公園5,841m²、2号公園2,062m²、3号公園544m²の3箇所の公園を設置する計画である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、公園計画を変更した。

【調査計画書の内容】

2.6.5 雨水排水及び調整池計画

(1) 雨水排水

計画区域内に降った雨水は産業用地内側溝及び集水桝から、道路側溝などの場内排水施設を經由し、道路集水桝に集水されて、最短距離で調整池へ導くものとする。

主要地方道行田蓮田線バイパス計画より北側については、1号調整池で許容放流量まで調整後、一級河川元荒川へ放流する。

また、バイパスより南側については、2号調整池並びに3号調整池で調整後、各々一級河川綾瀬川へ放流する計画とした。

(2) 調整池計画

産業団地計画に伴う流量増対策として、地区内に調整池を設置し、雨水流出量の調整を行う。

【準備書の内容】

2.6.5 雨水排水及び調整池計画

雨水排水は、一級河川元荒川と一級河川綾瀬川の流域区分に合わせて、調整池を2箇所設置する計画である。計画区域内から流出する雨水を宅地内雨水桝等により集水し、道路下に設置する側溝、雨水管渠等施設に導き、それぞれの調整池に集水する。

1号調整池に集水された雨水は、許容放流量に応じて既設側溝を經由して一級河川元荒川へ放流する計画とする。

2号調整池（ポンプによる強制排水）についても同様に集約された雨水は、供用放流量に応じて放流管を經由して一級河川綾瀬川へ放流する計画とする。

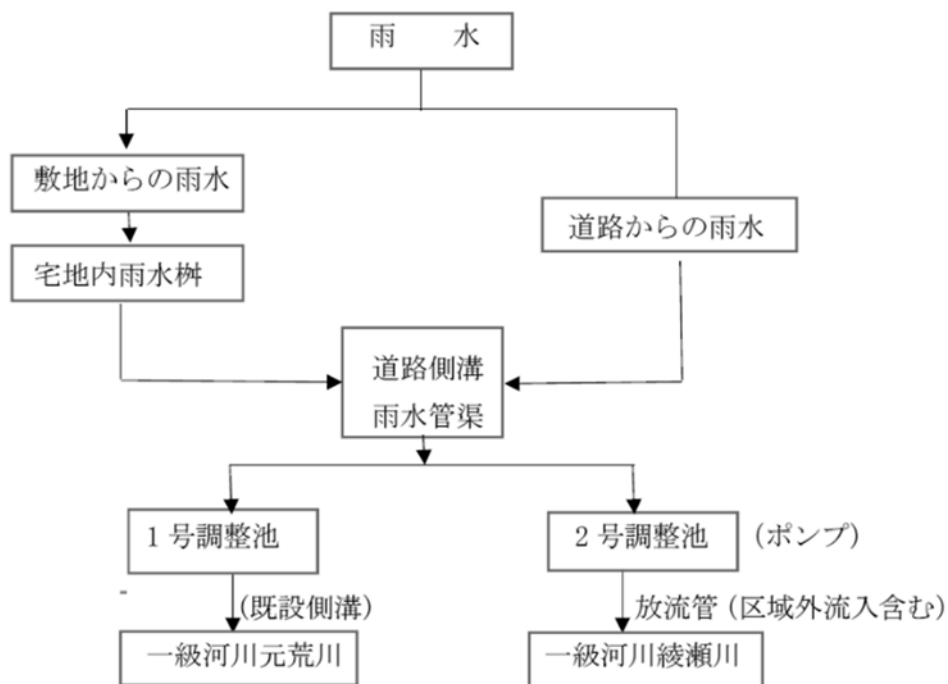


図 2.6-3 排水系統図

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、雨水排水及び調整池計画を変更、排水系統図、流域及び排水経路図を追加した。

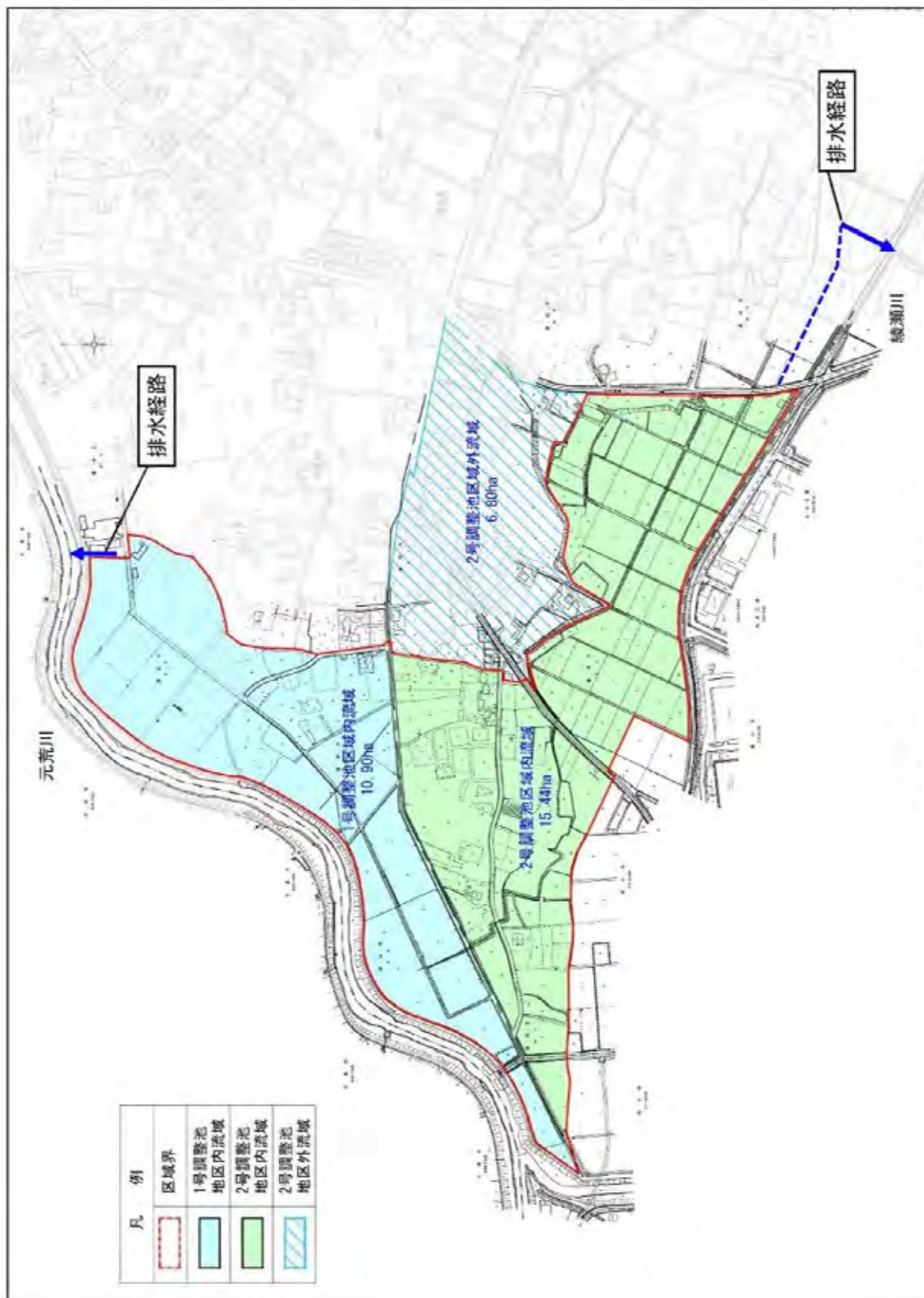


図 2.6-3 流域及び排水経路図

【準備書の内容】

【調査計画書の内容】

(記載なし)

【準備書の内容】**2.6.6 汚水計画**

本事業の汚水排水は、水系の変更は行わないことを前提とし、地区内に配置される汚水管渠より元荒川及び綾瀬川に放流させる計画とする。

進出企業からの生活排水は、合併浄化槽において適切に処理したうえで、元荒川及び綾瀬川に放流する計画である。

進出企業の事業活動に伴い発生する工場排水（生活排水を除く）は、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例等の関係法令に定められた排水基準を遵守し、適切に管理したうえで、元荒川及び綾瀬川に放流する計画である。

なお、発生汚水は、1号調整池、2号調整池に流入させることなく、それぞれ排水区分に基づき既設排水路に接続し放流する計画とする。

2.6.7 建築計画

進出企業は今後決定となるため、建物配置は、容積率や建築面積を踏まえ、環境影響が最も大きくなることを想定した配置とし、建物最高高さは31mとした。

なお、進出企業は今後決定となるため、それに伴い、詳細な建物配置計画についても、今後決定となる。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、汚水計画、建築計画を追記した。

【調査計画書の内容】

(記載なし)

【準備書の内容】

2.6.10 交通計画

$$\text{発生交通量(台・日)} = A / 1,000 \times \alpha$$

A: 開発延床面積(m²)
 α : 発生原単位(業種別施設種類別延床面積あたり発生貨物車台数)
(台・日/1,000m²)

表 2.6-3 ゾーン別発生交通量

ゾーン NO	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	発生原単位 (台・日/1,000m ²)	発生交通量 (台・日)
宅地 1	64,300	77,160	19.5	1,505
宅地 2	8,000	9,600		187
宅地 3	19,700	23,640		461
宅地 4	31,200	37,440		730
宅地 5	2,700	3,240		63
宅地 6	16,700	20,040		391
宅地 7	30,400	36,480		711
計	173,000	207,600	—	4,048

注：ゾーン別発生交通量は、本事業における関係機関協議の過程で縮小される前の宅地の有効部分の面積を敷地面積とし、安全側となる交通量とした。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、交通計画を追記した。

【調査計画書の内容】

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

表 2.7-1 工事工程

工事工程	年度	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)
準備工		■■■■■▶					
調整池工事			■■■■■■■■■■▶				
造成工事			■■■■■■■■■■▶				
道路工事			■■■■■■■■■■▶				
公園・雑工事			■■■■■■■■■■▶				
進出企業の建設工事				■■■■■■■■■■▶			

【準備書の内容】

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

表 2.7-1 概略の工事工程

工事工程	年度	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)
準備工		■■■■▶				
調整池工事			■■■■■■■■■■▶			
造成工事			■■■■■■■■■■▶			
道路・宅地工事			■■■■■■■■■■▶			
公園・雑工事			■■■■■■■■■■▶			
進出企業の建設工事			■■■■■■■■■■▶			
関連工事（文化財調査）		■■■■■■■■■■▶				

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、工事工程を変更した。

【調査計画書の内容】

(記載なし)

【準備書の内容】**2.7.2 建設機械の稼働計画**

建設機械の稼働は、令和6年度より開始する計画であり、稼働台数は30～31ヵ月目において54台/日と最大となる。

なお、建設機械の稼働時間帯は、原則として8時～18時（12時～13時を除く）までの9時間とする計画である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、建設機械の台数等を追記した。

表 2.7-2 建設機械及び資材運搬車両の計画台数（月合計台数）

年度	平成 27 年度												平成 28 年度												平成 29 年度												平成 30 年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
建設機械	[Blank]																																															
資材運搬車両	[Blank]																																															
計	[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]											
建設機械	[Blank]																																															
資材運搬車両	[Blank]																																															
計	[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]											

【準備書の内容】

【調査計画書の内容】

2.7.2 造成計画

計画区域の現況は、水田が主体の平坦な地形にあることから、宅地の計画高の設定にあたっては、既存道路の現況高を基本としつつ、今後の企業誘致を円滑に促進するため、可能な限り大規模かつ平坦となるよう計画する。

また、分譲地の計画高は、調整池部の切土造成を除き、計画区域内の排水処理および降雨による災害防止等の点から、現況地盤高又は浸水深より高くした盛土の造成計画とする。

【準備書の内容】

2.7.3 造成計画

計画区域の現況は、水田が主体の平坦な地形にあることから、宅地の計画高の設定にあたっては、既存道路の現況高を基本としつつ、今後の企業誘致を円滑に促進するため、可能な限り大規模かつ平坦となるよう計画する。

また、分譲地の計画高は、調整池部の切土造成を除き、計画区域内の排水処理および降雨による災害防止等の点から、現況地盤高又は浸水深より高くした盛土の造成計画とする。

【造成計画に関する基本方針】

- ・ 計画区域の地形は、標高 10～13m 前後の平坦面であるが、標高 12.4m 以下は灌水区画エリアとなるため、一部を残しほとんどのエリアは盛土となる。
- ・ 造成については、計画区域外からの搬入土が必要なため、可能な限り盛土高を抑えた造成計画高とする。
- ・ 造成高については、計画区域内を通る主要道路行田・蓮田線がほぼ流域界となり、灌水高以上とした条件を踏まえ、北側第 1 調整池方向に向けた造成及び南側一級河川綾瀬川に方向に向けた造成高を設定する。
- ・ 宅地の整地高については、雨水排水処理のために表面勾配を設定する。表面勾配は、宅地面積が大きいとわずかな勾配でも土量に影響するため、流速が確保できる 0.3～0.5% 程度で設定する。また、宅地の中央部の標高を高くし、周辺に隣接する道路側溝へ排水できる設定とする。
- ・ 将来の土地利用に柔軟に対応できるよう、可能な限り画地間に段差を設けない計画とし、段差が生じる場合は、法面(1:2)にて処理する計画とする。
- ・ 計画区域の地区界沿いへのすりつけは、法面(1:2)にて処理する計画とし、計画区域内において、造成に伴う擁壁は極力設置しない計画とする。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、造成計画を追記、切土盛土計画図及び造成計画平面図を追加した。



図 2.7-1 造成計画平面図

【準備書の内容】



図 2.7-2 切土盛土計画図

【準備書の内容】

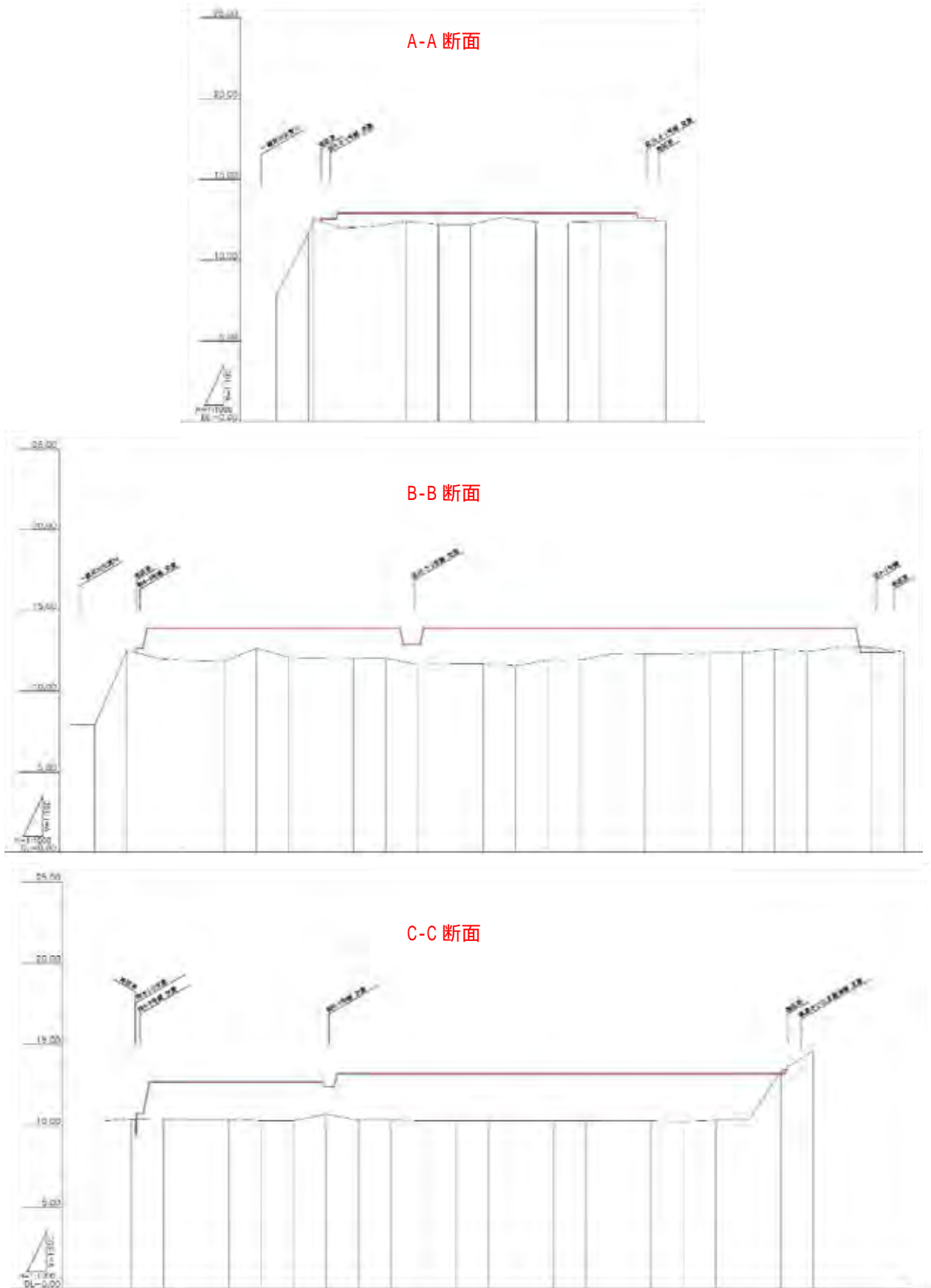


図 2.7-3 造成計画断面図

【準備書の内容】

【調査計画書の内容】**2.7.4 資材運搬等の走行経路**

工事中の資材運搬等の車両の主な走行経路は、主要地方道行田蓮田線及び主要地方道さいたま菖蒲線とする。

【準備書の内容】**2.7.5 資材運搬等の走行経路**

工事中の資材運搬等の車両の主な走行経路は、主要地方道行田蓮田線及び主要地方道さいたま菖蒲線とする。

工事期間中の資材運搬等の車両台数は30～31ヵ月目において最大となり、大型車240台/日、小型車126台/日を計画している。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、資材運搬等の車両の計画台数等を追記した。

【調査計画書の内容】

2.7.5 工事中における環境保全対策

(1) 大気質

3) 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(4) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 工事に伴う騒音、振動及び夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。

【準備書の内容】

2.7.6 工事中における環境保全対策

(1) 大気質

3) 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(5) 地盤

- ・工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。また、工事の着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。
- ・地質の状況等に応じた剛性の高い山留め工法等を採用する。

(6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・資材運搬等の車両によるロードキルや生息環境の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。
- ・作業員の保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。

(8) 史跡・文化財

- ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。
- ・計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、工事中の環境配慮措置を一部変更、追記した。

第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.11 景観

10.11.1 調査

【調査計画書の内容】

表 4.11-2 景観の現地調査地点の選定理由

地点名		計画区域敷地境界からの距離	選定理由
①	計画区域近傍北側集落	計画区域北側 約 140m	本地点は計画区域近傍にある久喜市菖蒲町下栢間の集落内であり、計画区域を見通すことができる居住空間であるため選定した。
②	計画区域近傍西側集落	計画区域西側 約 100m	本地点は計画区域近傍にある久喜市菖蒲町下栢間の集落内であり、計画区域を見通すことができる居住空間であるため選定した。
③	備前堤	計画区域西側 約 80m	本地点は堤防となっており、蓮田市の観光の名所としても挙げられており、不特定多数の人が訪れる場所であるため選定した。
④	幸福寺	計画区域西側 約 680m	本地点は墓地が併設された寺院であり、地域住民が利用する地点であるため選定した。
⑤	県民活動総合センター	計画区域南東側 約 860m	本地点は体育館やグラウンドがあるスポーツ施設として利用されている他、講演会の開催や宿泊施設等としても利用されており、不特定多数の人が利用する場所であるため選定した。
⑥	天照寺	計画区域東側 約 560m	本地点は墓地が併設された寺院であり、地域住民が利用する地点であるため選定した。
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷(南側)	計画区域北東側 約 580m	本地点は久喜市菖蒲町柴山枝郷の集落内であり、地域住民の居住空間であるため選定した。

【準備書の内容】

表 10.11-3 主要な眺望地点の調査地点

番号	調査地点名	計画区域敷地境界からの方向/距離	距離区分
①	計画地近傍北側集落	北 /約 140m	中景
②	計画地近傍西側集落	西 /約 90m	近景
③	備前堤	西 /約 10m	近景
④	幸福寺	西 /約 640m	遠景
⑤	県民活動総合センター	南東/約 1km	遠景
		南東/約 1km	遠景
⑥	天照寺	東 /約 730m	遠景
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側）	北東/約 580m	遠景
⑧	高都原の雑木林	北 /計画区域内	近景
		東 /約 200m	中景
⑨	綾瀬川の水辺景観	南東/約 80m	中景
		南東/約 20m	近景
		南東/約 10m	近景
⑩	荒川左岸北部下水道事務所	南 /約 200m	中景
⑪	はすだサイクリングコース	東 /約 1km	遠景
		東 /約 530m	遠景
⑫	高虫交差点	東 /約 200m	中景
⑬	元荒川の水辺景観	西 /隣接	近景

注：⑧～⑬の地点は調査計画書に対する知事意見等を踏まえて追加した地点であり、追加した理由は以下に示すとおりである。

⑧、⑨、⑬：知事意見を踏まえて追加した。

⑩：知事意見を踏まえて、計画区域周辺の身近な方等へ聞き取りを行い、眺望地点として相応しい地点であった、追加した。

⑪、⑫：環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえて追加した。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見及び環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえ、調査地点を追加した。

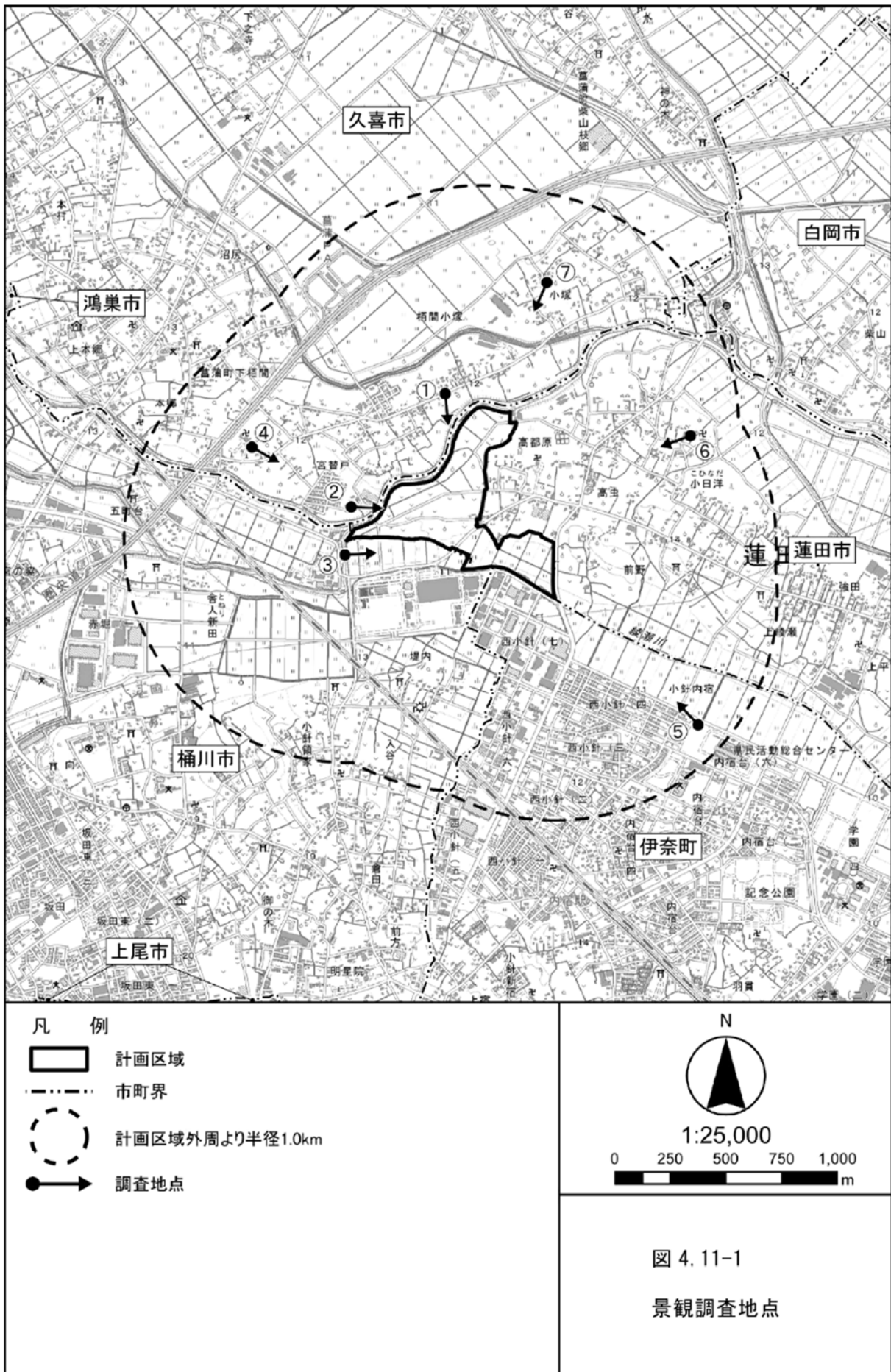







図 4.11-1
景観調査地点

【調査計画書の内容】



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径1.0km
-  調査地点(景観資源)
-  調査地点(主要な眺望景観)

N



1:25,000



図 10.11-1

景観調査地点図
(主要な眺望景観)

(注) 調査地点の矢印は撮影した方向を表す。

【準備書の内容】

10.12 自然とのふれあいの場

10.12.1 調査

【調査計画書の内容】

表 4.12-2 自然とのふれあいの場の現地調査地点等の選定理由

調査項目	地点名		選定理由等
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況、利用状況、交通手段の状況	①	きんもくせい公園	計画区域周辺の自然とのふれあいの場であるため選定した。
	②	内宿台公園	
	③	さるすべり公園	
	④	なつつばき公園	
	⑤	市舎人スポーツパーク	
	⑥	新小針領家グラウンド	
	⑦	文化財お散歩マップ	
	⑧	久喜市観光ウォーキングマップ 菖蒲 4 時間コース	計画区域周辺の自然との触れ合いの場であり、6 月にはしょうぶの開花や、あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルなどが開催されているため選定した。
	⑨	おけがわ健康づくりウォーキングマップ A コース	計画区域周辺の自然とのふれあいの場であるため選定した。
	⑩	伊奈町・ジョギングロード	
	⑪	はすだサイクリングマップ ちよっと寄道	計画区域周辺の自然との触れ合いの場であり、春には「菜の花まつり」、秋には「コスモスまつり」が開催されているため選定した。

【準備書の内容】

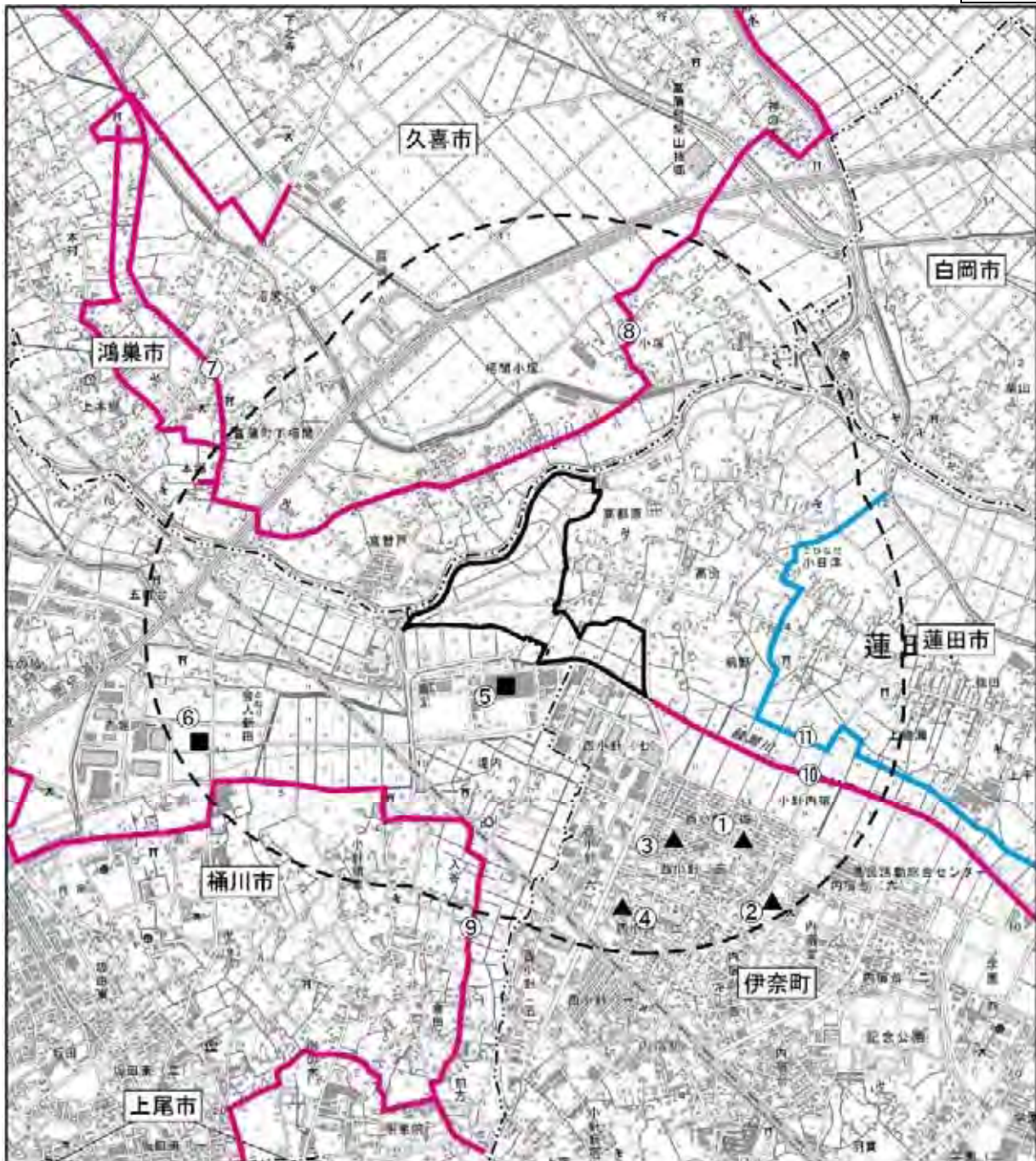
表 10.12-2 調査地点等一覧


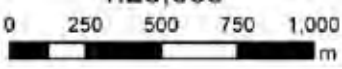
番号	調査地点名	所在地等	内容
①	きんもくせい公園	伊奈町西小針 4-207-1	公園
②	内宿台公園	伊奈町内宿台 5 丁目	公園
③	さるすべり公園	伊奈町西小針 3-305-1	公園
④	なつつばき公園	伊奈町西小針 2 丁目 244	公園
⑤	新小針領家グラウンド	桶川市小針領家 939	スポーツ施設
⑥	舎人スポーツパーク	桶川市赤堀一丁目 1 番	スポーツ施設
⑦	文化財お散歩マップ	久喜市菖蒲町下栢間地先	ウォーキングコース
⑧	久喜市観光ウォーキングマップ 菖蒲 4 時間コース	久喜市菖蒲町下栢間～久喜市菖蒲 町新堀	ウォーキングコース
⑨	おけがわ健康づくりウォーキング マップ Aコース	桶川市若宮～桶川市倉田～桶川市 加納	ウォーキングコース
⑩	伊奈町・ジョギングロード	伊奈町小室 5819-1～伊奈町小針 新宿 1331-4	ジョギングコース
⑪	はずだサイクリングマップ ちょ っと寄道	蓮田市高虫～蓮田市上平野	サイクリングコース
⑫	元荒川沿いの道 (左岸側)	久喜市菖蒲町下栢間地先	河川管理用通路
⑬	綾瀬川沿いの道	伊奈町西小針地先	河川管理用通路
⑭	桶川・田園と川のルート	桶川市若宮～桶川市倉田～桶川市 加納	サイクリングコース
⑮	伊奈・バラと桜の花めぐりルート	伊奈町西小針～伊奈町栄	サイクリングコース

注:⑫～⑮は調査計画書に対する環境影響評価技術審議会委員意見を踏まえて追加した地点である。

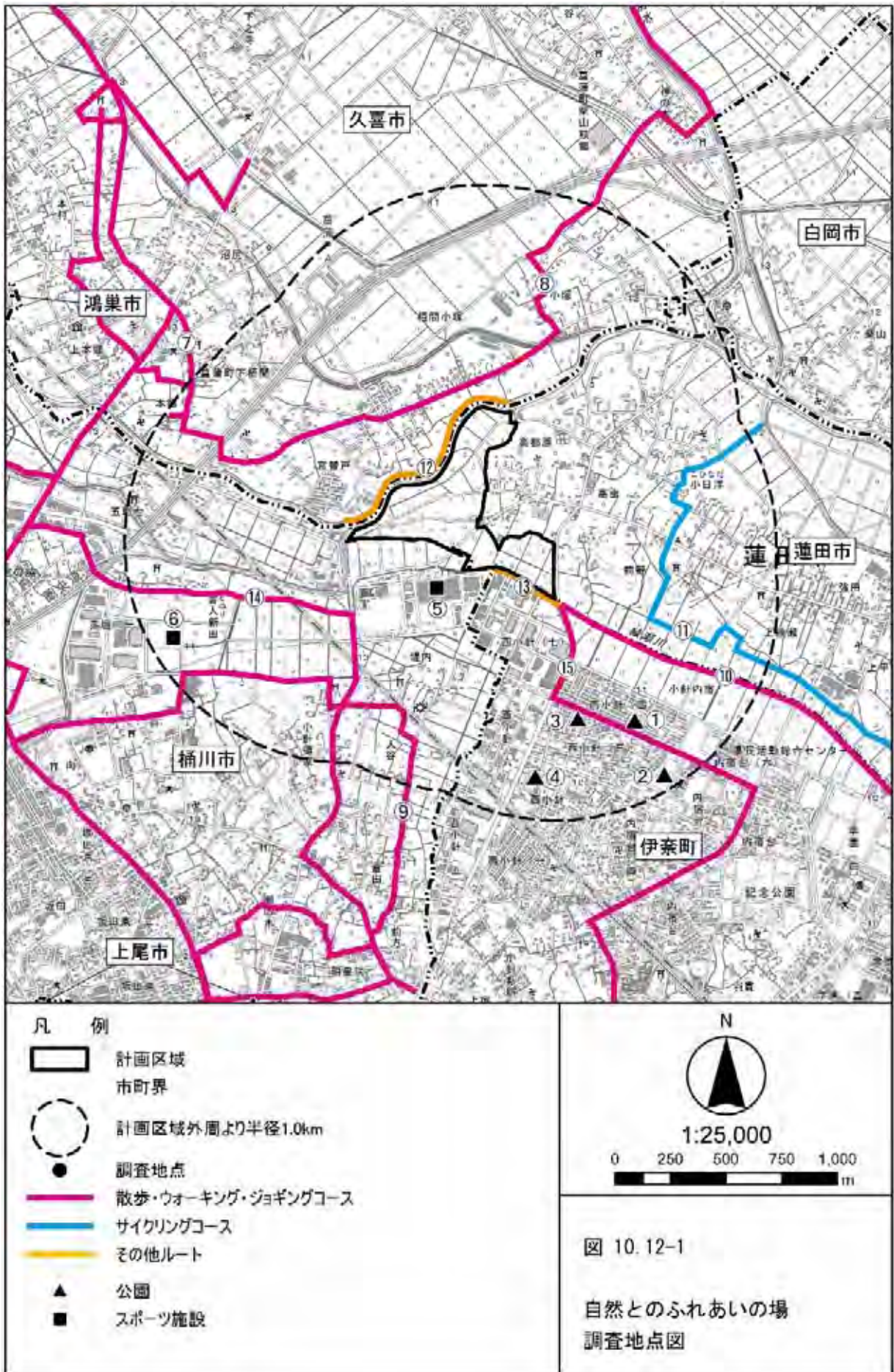
【変更箇所】

調査計画書に対する環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえ、調査地点を追加した。



<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画区域 市町界 計画区域外周より半径1.0km 散歩・ウォーキング・ジョギングコース サイクリングコース ▲ 公園 ■ スポーツ施設 <p>注：地点番号は表 4.12-2 に対応する。</p>	<p>N</p>  <p>1:25,000</p>  <p>0 250 500 750 1,000 m</p> <p>図 4.12-1</p> <p>自然とのふれあいの場 調査地点</p>
--	--

【調査計画書の内容】



【準備書の内容】

指令環政第340号

蓮田市

令和5年8月29日付けで申請のあった蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和5年9月8日

埼玉県知事 大野元裕

